

第二四回

参第四号

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（案）

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「二年八月」を「三年八月」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

不健康業務に従事する職員の在職年に対する加算制度を更に一年間存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。